

# 亀山市公共施設等の受動喫煙防止対策ガイドライン

令和元年6月

健康福祉部 長寿健康課

# 亀山市公共施設等の受動喫煙防止対策ガイドライン

## 1 制定の目的

たばこの煙（蒸気を含む。）には多くの発がん物質や有害物質が含まれており、たばこを吸っている本人だけでなく、周囲のたばこを吸わない人の健康にも影響を与えることから、「望まない受動喫煙」をなくすことは、都市の環境そのものを健康にしようとする「健康都市」をめざす本市において、市民の健康を守り、生活の質を向上させるために重要な取組みの一つです。

平成29年3月に策定した第2次亀山市総合計画では、健康、安全、拠点、ふるさと、定住の視点に基づいて、5つの戦略プロジェクトを設定しており、そのうち、都市全体の『健康』の視点に基づいた『健都さぷり』プロジェクト会議では、関係部署の職員で構成されたチーム員が、市民や地域の主体的な健康づくり活動を支えられる環境整備として、国の動きに先行し、市が管理する庁舎、保育園、学校など公共施設における受動喫煙防止対策について、庁内を横断した取組みを検討してきました。

このような中、平成30年7月には、健康増進法が一部改正され、学校、病院、児童福祉施設などの特定施設においては、令和元年7月から敷地内禁煙を行うこととされたことから、市民の受動喫煙防止の必要性の理解を深めていただき、市民と行政が一体となって健康なまちづくりを進めるため、市が積極的に「望まない受動喫煙」を防止する対策に取り組み、めざす姿を示すことができるよう、本ガイドラインを策定するものです。

## 2 定義

### (1) たばこ

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品（紙巻たばこ、葉巻、加熱式たばこなど）をいう。

### (2) 喫煙

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は、加熱することにより煙を発生させることをいう。

### (3) 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

### (4) 第1種施設

健康増進法に定める多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下「特定施設」という同じ。）のうち、次に掲げるものをいう。

- ア 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として国の政令で定められた施設
- イ 庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

(5) 第2種施設

特定施設のうち、第1種施設以外の施設をいう。

(6) 特定屋外喫煙場所

特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、次のような受動喫煙を防止するために必要な措置をとられた場所をいう。

- ①喫煙場所と非喫煙場所が明確に区画されていること
- ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識が掲示されていること
- ③施設を利用するものが通常立ち入らない場所であること

(7) 施設管理者

健康増進法に定める施設の管理者。本市においては、亀山市公有財産規則に定める公有財産管理者（施設を管理する課長等）をいう。

(8) 職員等

正規・臨時・非常勤職員、派遣職員、受託事業者・指定管理者の従業員など市の施設で業務に従事する者すべてをいう。

### 3 受動喫煙防止対策の基本的方針

(1) 禁煙措置の実施

ア 原則として、市の第1種及び第2種施設（指定管理者が管理する施設を含む。）については、敷地内禁煙とする。

イ 施設管理者は、市民及び職員等（以下「市民等」という。）に対し禁煙である旨の標示をして理解と協力を得るとともに、本ガイドラインに従った措置が徹底されるように努めなければならない。

ウ 施設管理者は、包括的委託の受託事業者や指定管理者に対し、本ガイドラインに従った措置を実施するよう依頼するものとする。（できるだけ委託契約書や協定書等に記載すること）

(2) 敷地内分煙

ア 施設管理者は、特別な事情がある場合又は直ちに全面禁煙が困難である場合に限り、上記(1)アの規定にかかわらず、当面の間、特定屋外喫煙場所を設置することで敷地内分煙とすることができる。ただし、第1種施設のうち、主として子どもや妊婦が利用する施設<sup>※1</sup>については、理由の如何を問わず、特定屋外喫煙場所を設けることはできないものとする。

イ 施設管理者は、特定屋外喫煙場所を設置する場合、市民等に対し喫煙所等の場所を明確に標示し、喫煙所等を利用しない市民、特に子どもや妊婦が立ち入らないように啓発するなど、敷地内分煙の徹底と適切な受動喫煙防止対策をとるよう管理しなければならない。

---

※1 厚生労働省健康局長通知（平成22年2月25日付け健発0225第2号の3）による。具体的には、学校、保育園、幼稚園、保健センター等をいう。

(3) 対象施設と受動喫煙防止対策

種別	対象施設		受動喫煙防止対策
第1種	学校教育系施設	小学校、中学校	敷地内禁煙
	子育て支援施設	保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、待機児童館、児童センター	
	保健・福祉施設	総合保健福祉センター	
	病院施設	医療センター	
	行政系施設	市役所、関支所、消防庁舎、総合環境センター	敷地内禁煙(特別な事情がある場合又は直ちに全面禁煙が困難な場合に限り、当面の間、屋外に喫煙所等(特定屋外喫煙場所又は屋外喫煙所)を設置することで、敷地内分煙とすることができる。)
第2種	市民文化系施設	文化会館、中央コミュニティセンター、各地区コミュニティセンター、鈴鹿馬子唄会館、市民協働センター、地区集会所、関文化交流センター、関町北部ふれあい交流センター、関宿散策拠点施設、関まちなみ文化センター、関宿旅籠玉屋歴史資料館、関まちなみ資料館、関の山車会館	敷地内禁煙(特別な事情がある場合又は直ちに全面禁煙が困難な場合に限り、当面の間、屋外に喫煙所等(特定屋外喫煙場所又は屋外喫煙所)を設置することで、敷地内分煙とすることができる。)
	社会教育系施設	歴史博物館、歴史博物館資料収蔵庫、文化財収蔵庫、図書館	
	スポーツ・レクリエーション施設	西野公園運動施設、東野公園運動施設、関 B&G 海洋センター、鈴鹿峠自然の家、石水溪野外研修施設	
	産業系施設	勤労文化会館、林業総合センター	
	学校教育系施設	関学校給食センター	
	保健・福祉施設	老人福祉関センター	
	行政系施設	北東分署、関分署、防災倉庫、消防防災備蓄庫	
	供給処理施設	総合環境センター(溶融炉)、衛生公苑	
	文化財	旧亀山城多門櫓、旧館家住宅、旧田中家住宅、旧落合家住宅、旧安藤家住宅、旧佐野家住宅	

第2種	上水道施設	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設	敷地内禁煙(特別な事情がある場合又は直ちに全面禁煙が困難な場合に限り、当面の間、屋外に喫煙所等(特定屋外喫煙場所又は屋外喫煙所)を設置することで、敷地内分煙とすることができる。)
	下水道施設	浄化センター、汚水処理施設、汚水中継ポンプ施設	
	公園	都市公園、農村公園、自然公園(里山公園、森林公園)	
	その他施設	斎場、里山公園管理棟、消防団詰所、消防車庫、文化財整理所	
施設対象外	公営住宅	市営住宅	※人の居住の用に供する場所であることから適用除外とする
	病院施設	医師住宅、看護職員住宅	

#### 4 受動喫煙防止対策の推進

- (1) 市は、たばこの害や受動喫煙防止に関する情報提供をするとともに、禁煙並びに受動喫煙防止の普及啓発を行うものとする。
- (2) 職員及び利用者は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響を十分認識し、このガイドラインを遵守しなければならない。
- (3) 施設管理者は、このガイドラインに基づき実施した受動対策喫煙防止対策において、敷地内外での喫煙状況の確認を行い、必要に応じて吸殻清掃等を行うものとする。
- (4) 施設管理者は、受動喫煙防止対策を講じたことにより近隣から苦情を受けたときは、適切な対応を行うものとする。

#### 5 実施時期

- (1) 第1種施設 令和元年7月1日までに
- (2) 第2種施設 令和2年4月1日までに

#### 6 屋外に喫煙所等を設置等する場合の設置基準等

屋外に喫煙所等を設置等する場合は、次の基準等に従って適切に設置及び管理をしなければならない。

- (1) 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。
- (2) 喫煙することができる場所が明確に区画されていること。
- (3) 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- (4) 建物出入口、窓、人の往来が多い通路・区域からできる限り離れた影響がない位置に設置すること。
- (5) 建物の構造や配置により風向きが安定している場所では建物出入口等からみて風下側へ設置等すること。

## 7 市の推進体制

(1) 市長は、健康増進法に規定する管理権原者として、望まない受動喫煙防止対策を総合的に推進するとともに、市全体の望まない受動喫煙防止対策を推進するものとする。

(2) 副市長は、市の施設の受動喫煙防止対策及び市全体の受動喫煙防止施策の総合調整を図り、受動喫煙防止対策を円滑に進めるものとする。

(3) 次の部長等は、施設管理者と併せて部課間、議会、民間との調整を図るものとする。

ア 市の施設全体	総合政策部長
イ 本庁舎	総合政策部次長
ウ 総合保健福祉センター	健康福祉部長
エ 関支所、博物館、運動施設、文化施設等	生活文化部参事
オ 環境センター	生活文化部長
カ 議会	議会事務局長
キ 学校、図書館、教育関連施設	教育部長
ク 保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等	健康福祉部次長
ケ 消防関連施設	消防部長
コ 上水道施設、下水道施設	上下水道部長
サ 公園等	産業建設部長

(4) 施設管理者は、受動喫煙に対し日常的に関心を払うとともに、本ガイドラインを周知・徹底し、所管する施設の受動喫煙防止対策を推進しなければならない。

(5) 職員等は、健康増進法を遵守するとともに、本ガイドラインにおける受動喫煙防止対策を自主的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。

(6) 次の課長は、所管する事務事業に関係した受動喫煙防止対策の啓発を実施するものとする。

ア 職員の禁煙促進、職場における健康被害等	総務課長
イ 市民の健康増進（たばこが健康に与える影響）	長寿健康課長
ウ 企業や商店の受動喫煙防止対策促進	産業振興課長
エ 禁煙外来の利用促進	病院総務課長

## 【参考】

＜本ガイドライン策定の根拠となる法律及び通知等＞

○健康増進法

第5章

第2節

（受動喫煙の防止）

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（平成26年6月13日法律改正第69号）

○健康増進法

改正健康増進法の施行に関するQ&A平成31年4月26日公表

○労働安全衛生法

第7章 健康の保持増進のための措置

（受動喫煙の防止）

第68条の2 事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第71条第1項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（平成27年6月1日より施行）

○平成27年5月15日付け厚生労働省労働基準局長通知（抜粋）

(2) 改正法の細部事項

イ 受動喫煙防止措置の努力義務（第68条の2関係）

① 「事業者及び事業場の実情」について

労働者の受動喫煙を防止するための措置を講ずるに当たって考慮する

「事業者及び事業場の実情」としては、例えば、以下のようなものがあること。この場合において、特に配慮すべき労働者がいる場合は、これらの者の受動喫煙を防止するため格別の配慮を行うこと。

- ・ 特に配慮すべき労働者の有無（例：妊娠している者、呼吸器・循環器に疾患をもつ者、未成年者）
- ・ 職場の空気環境の測定結果
- ・ 事業場の施設の状況（例：事業場の施設が賃借であること、消防法等他法令による施設上の制約）
- ・ 労働者及び顧客の受動喫煙防止対策の必要性に対する理解度
- ・ 労働者及び顧客の受動喫煙防止対策に関する意見
- ・ 要望
- ・ 労働者及び顧客の喫煙状況

② 事業者及び事業場の実情の分析及び労働者の受動喫煙を防止するための措置の決定について

職場の受動喫煙防止対策については様々な意見があるため、各立場の者から適宜意見等を聴取し、当該聴取結果その他の事業者及び事業場の実情を踏まえつつ、例えば、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）において検討し、講ずる措置を決定すること。

なお、各事業場が効果的に受動喫煙防止対策に取り組むために参考となると考えられる事項を別途通知することとしているので、講ずる措置の決定の際は、事業者及び事業場の実情に応じ、当該通達も適宜参考とすること。

③「適切な措置」について

「適切な措置」とは、当該事業者及び事業場の実情を把握・分析した結果等を踏まえ、実施することが可能な労働者の受動喫煙の防止のための措置のうち、最も効果的なものであるが、当該措置には、施設・設備面（ハード面）の対策だけでなく、例えば以下のようなソフト面の対策も含まれること。

- ・受動喫煙防止対策の担当部署の指定
- ・受動喫煙防止対策の推進計画の策定
- ・受動喫煙防止に関する教育、指導の実施等
- ・受動喫煙防止対策に関する周知、掲示等

④衛生委員会等の付議事項について改正法の施行に伴い、法第18条第1項第2号の「労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策」及び規則第22条第8号の「労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置」に職場の受動喫煙防止対策が含まれることとなること。

<関係する通知文書等>

○厚生労働省健康局長通知

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）（平成31年2月22日付け健発0222第1号）

「受動喫煙防止対策について」の一部改正について（平成22年2月22日付け健発0225第2号の3平成27年6月2日付け健発0602第2号改正）「...特に、屋外であっても子ども利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。」

○厚生労働省労働基準局長通知

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係）（平成27年5月15日付け基発0515第1号）

○厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知

労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について（平成27年5月15日付け基安発0515第1号）

○日本禁煙学会

屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言（平成18年3月25日）